

阿賀野市財政計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月策定
阿賀野市



目 次

1	財政計画策定の背景と目的	1
2	阿賀野市総合計画（基本計画2025-2028）での位置づけ	1
3	計画期間及び対象会計	1
4	計画の見直し	1
5	阿賀野市の財政状況	2
6	財政構造（歳入）	2
7	財政構造（歳出）	3
8	歳入計画値の推計方法	4
9	歳出計画値の推計方法	6
10	財政計画（年度別財政収支計画）	8
【参考資料】		
11	地方交付税・臨時財政対策債の推移	10
12	一般会計の市債借入額と市債残高	11
13	基金残高	12
14	人件費の推移	13
15	財政健全化判断比率	14
16	財政用語の説明	15



1 財政計画策定の背景と目的

財政計画は、持続的で安定した行政サービスの提供を目的として、中期的な財政収支の見通しを明らかにし、今後の財政運営や予算編成などの指針として用いるため、平成30年度から策定を開始しました。

策定時の背景には、合併算定替の終了に伴う普通交付税の段階的な減少や、元利償還金の凡そ7割が普通交付税に算入される合併特例債が発行期限を迎えるなど、将来的に厳しい財政運営が予測される状況がありました。

こうした状況を踏まえ、平成28年度に策定した総合計画では、分野ごとの5つの政策と、それを支える2つの政策（市民協働の推進、信頼される行政経営）を基本軸とした7つの柱に基づく取組を進めることとしており、「信頼される行政経営」の根幹となる取組として、健全な財政運営を位置付けました。

本市では、財政計画を策定し、計画と実際の財政運営との整合を図りながら、進捗管理を進めることで、総合計画に掲げたまちづくりの目標の実現について、財政的な裏付けにより支えていくととしています。

2 阿賀野市総合計画（基本計画 2025-2028）での位置づけ

令和7年3月に策定した阿賀野市総合計画（基本計画 2025-2028）（以下、「総合計画」という。）では、引き続き「健全な財政運営の推進」を目標とした基本事業を設定しており、本計画は、総合計画を上位計画として、その目標を実現する手段となる計画として位置付けています。

なお、総合計画に基づく取組は、各年度の実績に基づき効果検証と見直しを行うこととしているため、本計画についても、年度ごとの社会経済情勢や事業進捗に伴う財政需要を的確に反映させるため、毎年度見直しを進めます。

3 計画期間及び対象会計

- (1) 計画期間 令和8年度から令和12年度まで（5年間）
- (2) 対象会計 一般会計

4 計画の見直し

社会経済情勢の変化や、事業費の変更等による財政需要を踏まえ、計画期間中は年度ごとに見直しを行います。

5 阿賀野市の財政状況

歳入の要となる市税収入は、昨今のエネルギーや原材料価格等の高騰の影響を踏まえ、法人市民税において低調な推移を見込んでいますが、普通交付税については、物価高の社会情勢を反映した単位費用の改正や、低調な市税収入見込みを踏まえ、一定の交付額を確保していくことを想定しています。

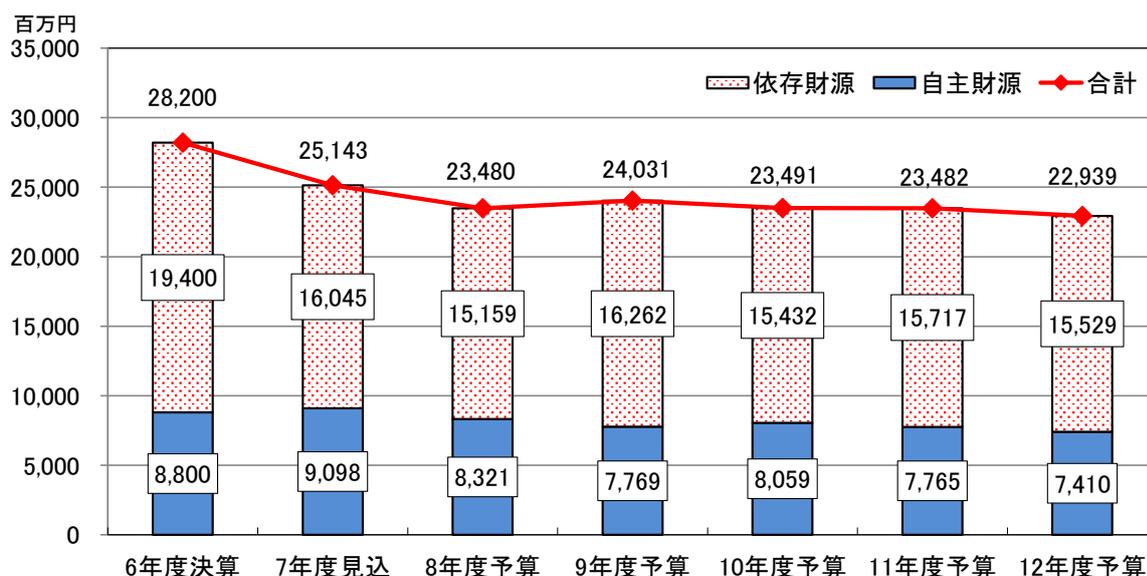
一方で、歳出においては、長引く物価高騰の影響により、公共施設等の光熱水費が増え続けており、建物の老朽化による修繕費の増加と合わせ、ランニングコスト（経常的支出）が大きな財政負担となっています。

このような財政硬直化の要因を可能な限り圧縮し、政策的事業への財源を確保するため、事業の優先度による取捨選択を進めるなど歳出改革はもとより、自主財源の確保など歳入改革についても推進していくことが求められています。

6 財政構造(歳入)

歳入構造の特徴は、自主財源（市税や使用料など）の比率が低く、依存財源（地方交付税など）の比率が高いため、財政上の弾力が弱いことが挙げられます。

今後は、施設使用料についてランニングコストに基づいた単価への改正を検討し、利用者負担の適正化と自主財源の確保と合わせ、財政調整基金や特定目的基金への積極的な積立てを進め、依存財源の急激な変化に柔軟に対応できる体力を構築することで、健全な財政運営につなげます。



※主な歳入の推移

単位: 百万円

区分	6年度決算	7年度見込	8年度予算	9年度予算	10年度予算	11年度予算	12年度予算
市税	4,776	4,994	4,905	4,858	4,860	4,863	4,821
分担金負担金	30	34	39	33	33	33	33
使用料手数料	134	114	113	120	120	120	120
財産収入	14	17	33	36	36	36	36
寄附金	841	699	862	702	702	702	702
繰入金	1,148	1,235	1,404	1,194	1,482	1,185	872
繰越金	1,260	1,111	200	400	400	400	400
諸収入	597	894	765	426	426	426	426
自主財源	8,800	9,098	8,321	7,769	8,059	7,765	7,410

区分	6年度決算	7年度見込	8年度予算	9年度予算	10年度予算	11年度予算	12年度予算
地方交付税	7,605	7,843	7,500	7,600	7,600	7,600	7,600
地方消費税交付金	1,049	1,116	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200
国庫支出金	4,087	3,667	3,430	3,557	3,471	3,401	3,174
県支出金	1,651	1,749	1,887	1,937	1,942	1,947	1,952
市債	4,299	1,164	722	1,458	709	1,059	1,093
地方譲与税等その他	709	506	520	510	510	510	510
依存財源	19,400	16,045	15,159	16,262	15,432	15,717	15,529

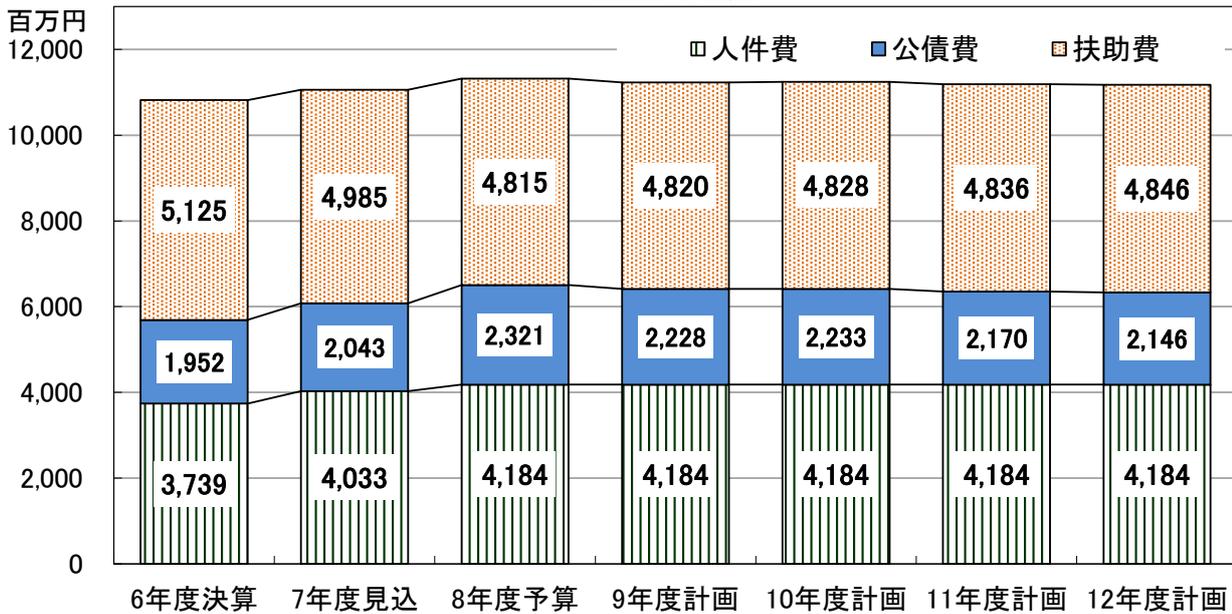
7 財政構造(歳出)

義務的経費のうち、人件費は、令和7年度の人事院勧告に基づく正規職員及び会計年度任用職員の給与や報酬等の改定を反映し、引き続き、高止まりを想定しています。

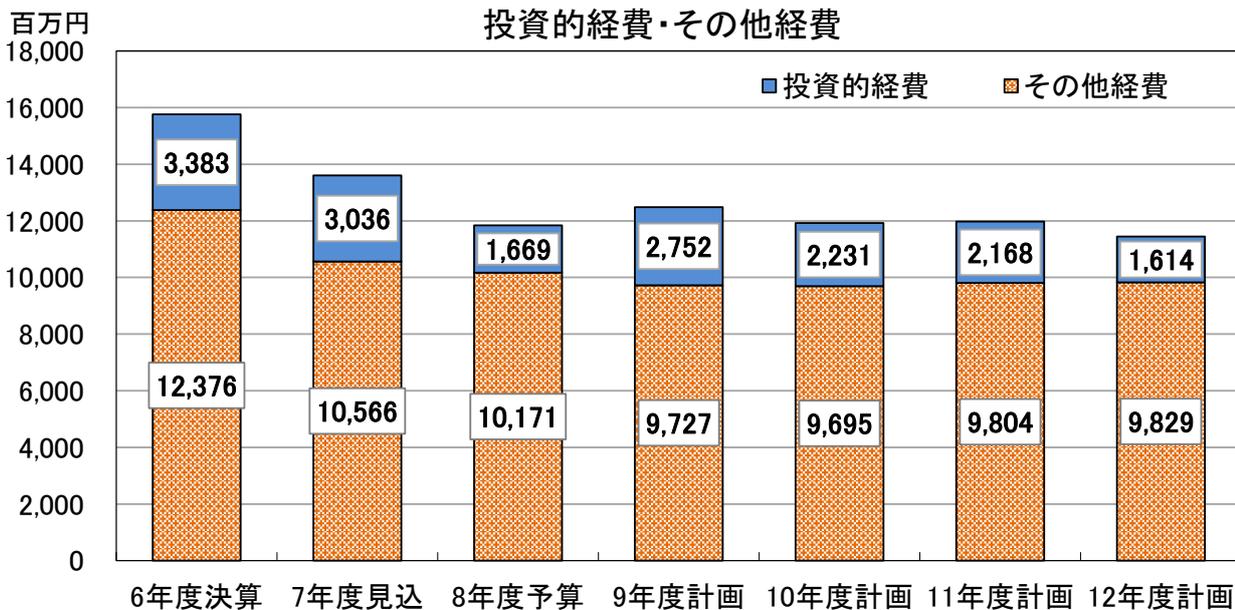
公債費は、20億円前後の一定額で推移するよう、年度ごとの借入額を調整していますが、扶助費は、介護給付費や医療費をはじめとした社会保障関連費について高止まりの状況がみられるため、中長期的には微増していくことを予測しています。

投資的経費については、公共施設等の老朽化に伴い、改修費用を積極的に盛り込んでいますが、政策的事業への財源を圧迫しているため、未来に残すべき施設か否かの取捨選択を進め、投資する施設と抑制する施設のメリハリをつけ、全体事業費の適正なコントロールが必要となっています。

義務的経費



投資的経費・その他経費



※投資的経費は、普通建設事業費及び災害復旧事業費を合わせています。

※その他経費は、物件費(需用費、役務費、委託料等)、維持補修費(道路や公共施設の管理に要する経費)、補助費等(各種団体への補助金、一部事務組合負担金等)、積立金、繰出金などの消費的支出(貸付金・投資及び出資金、予備費を除く)をまとめています。

8 歳入計画値の推計方法

区 分	推 計 方 法
市 税	<p>○市民税（個人）：令和9年度以降は、令和8年度予算額から、生産年齢人口（15～64歳）などの減少による減収（△0.5%）を見込んで推計しています。</p> <p>○市民税（法人）：国が示すデフレ脱却による景気好転機運など復調要素を考慮しつつも、令和9年度以降も、慎重な計画値とするため、エネルギー・原材料価格等の高騰を踏まえた令和8年度予算額と同額で推計しています。</p> <p>○固定資産税：令和8年度予算額を基準に、以降の各年度は増収（+0.6%）を見込みつつ、評価替え年度（令和9、12年度）に限り減収（△1.0%）を考慮し推計しています。</p> <p>○国有資産等交付金：令和8年度予算額から、東部産業団地メガソーラーの減価償却などによる減収（△12.9%）を毎年見込んでいます。</p> <p>○軽自動車税：令和9年度以降は、令和8年度予算額をベースに、環境性能割の廃止を踏まえ推計しています。</p> <p>○市たばこ税：令和9年度以降は、令和8年度予算額の前年度減少率（△2.5%）から、喫煙人口減少による減収（△3.0%）及び令和8年度の税率改定を見込んで推計しています。</p> <p>○入湯税：令和9年度以降は、引き続き、宝珠温泉保養センターあかまつ荘の休止による減収を考慮し、令和8年度予算額と同額で見込んでいます。</p> <p>○滞納繰越分全般：令和9年度以降は、令和8年度予算額と同額で見込んでいます。</p>
地方譲与税 地方特例交付金 地方消費税交付金	<p>○地方譲与税：地方揮発油譲与税は、令和8年度予算額をベースに、揮発油税等の暫定税率廃止を踏まえ推計しています。</p> <p>○地方特例交付金：令和8年度予算額をベースに、揮発油税等の暫定税率廃止に伴う新たな補填分と、新型コロナウイルス感染症対策減収補填分の終了を踏まえ推計しています。</p> <p>○地方消費税交付金：令和9年度以降は、近年の物価高等に基づく増額実績を踏まえ、一定額の確保を見込んでいます。</p>
地方交付税	<p>○普通交付税：令和9年度以降は、近年の物価高や人事院勧告を反映した単位費用の増加等を踏まえ、一定額の確保を見込んでいます。</p> <p>○特別交付税は、令和9年度以降は、令和8年度予算額と同額で見込んでいます。</p>

区 分	推 計 方 法
分担金・負担金 使用料・手数料	<p>○分担金及び負担金：令和9年度以降は、引き続き第2子の完全無償化による保育負担金の減少を見込むなど、政策的減収を反映した令和8年度予算額ベースで推計しています。</p> <p>○使用料及び手数料：令和9年度以降は、直近の収入状況を反映した令和8年度予算額ベースで推計しています。</p>
国庫支出金 県支出金	<p>○扶助費及び投資的経費に係るものは、歳出に連動して見込んでいます。</p> <p>なお、扶助費に係る児童手当は毎年減少（△2.0%）、障害者自立支援給付費は、毎年増加（+2.0%）、その他の扶助費は令和8年度予算額ベースで推計しています。</p>
繰 入 金	<p>○将来的な負担を考慮し、各年度に予定される事業の目的に合わせ、合併市町村振興基金、公共施設等整備基金、あがの市民病院整備基金、ごみ処理施設整備基金などの特定目的基金繰入金を推計しています。</p> <p>なお、財政調整基金は、年度ごとの歳出計画額及び、歳入見込額を参考に、一時的に財源の必要性が生じた場合に機動的かつ柔軟な活用を進めます。</p>
諸 収 入	<p>○令和9年度以降は、小学校給食費の無償化や、中学校給食費の負担軽減拡充を盛り込んだ令和8年度予算額をベースに、前回計画値から減収を想定し推計しています。</p>
地 方 債	<p>○各年度の市債発行額は、建設事業計画等により計上しています。なお、地方財政計画に基づき、令和9年度以降の事業財源について、特定目的基金から緊急防災・減災事業債等の借入れに切り替えるなど、交付税算入率が高い市債の効果的な活用を見込んで推計しています。</p> <p>○臨時財政対策債：地方財政計画に基づく制度の終了を見込み、借入れしないものとして推計しています。</p> <p>※令和8年度地方財政計画における臨時財政対策債は発行額なし。</p>
その他の収入	<p>○利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、法人事業税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金：令和9年度以降は、令和7年度決算見込額を考慮した、令和8年度予算額と同額で見込んでいます。</p> <p>○繰越金：前年度の歳入歳出差引額としています。</p>

9 歳出計画値の推計方法

区 分	推 計 方 法
人 件 費	<p>○正規職員：令和9年度以降については、令和7年度が第4次定員適正化計画の最終年度であったことを踏まえ、令和8年度の予算職員数（450人）を上限として固定し、令和7年度の人事院勧告に伴う給与費改定等を踏まえた推計値としています。</p> <p>○会計年度任用職員：令和9年度以降は、令和7年度の人事院勧告に伴う給与費改定等を反映した増加を踏まえた令和8年度予算額をベースに計上しています。</p>
物 件 費	<p>○令和7年度は決算見込額とし、令和9年度以降は、公共施設等の光熱水費の高騰や、最低賃金の引き上げに伴う委託料等の増額に加え、5か年で更新を予定する小中学校の教育用タブレット端末購入費等の臨時的要因を見込んで、各年度を推計しています。</p>
維持補修費	<p>○直近の物価高騰を踏まえた公共施設等の老朽化修繕や、近年、費用が増加傾向にある除排雪の実績を反映させるため、令和9年度以降は、令和7年度の決算見込みから18.5%増で固定し、最大で見積もった前回計画値と同水準となる年間4.5億円で推計しています。</p>
扶 助 費	<p>○令和7年度は決算見込額とし、令和9年度以降は、引き続き、第2子保育料（保育負担金）の無償化及び子ども医療費の無償化等の実施を反映した令和8年度予算額をベースとしながら、児童手当については、毎年減少（△2.0%）、障害者自立支援給付事業費の介護給付費については、実績に基づき毎年増加（+2.0%）を反映させ、推計しています。</p>
補 助 費 等	<p>○令和7年度は決算見込額とし、令和9年度以降は、令和8年度予算額をベースに、五泉地域衛生施設組合への負担金（「クリーンセンターあがのがわ」の維持管理費や組合による借入れに対する元利償還費等）の将来推計を踏まえ、各年度を見込んでいます。</p>
普通建設事業費	<p>○各部署が所管する公共施設やインフラ設備等について、個別施設計画や、令和7年度現在において、速やかに推進すべき施設設備等の改修要望を集約し、各年度の事業費を推計しています。</p>

区 分	推 計 方 法
公 債 費	<p>○令和7年度は決算見込額とし、令和9年度以降は、普通建設事業費に基づく地方債借入見込額及びそれに伴う償還額の試算により推計しています。</p> <p>※公債費には、一時借入金利子と地方産業育成資金県償還金を含んでいます。</p>
積 立 金	<p>○令和7年度は決算見込額とし、令和9年度以降は、ふるさと寄附金の収入見込みを踏まえたふるさと阿賀野市応援基金、普通建設事業費の将来計画に基づく特定目的基金への積立て及び、各年度の事業量推計に基づく財政調整基金への積立てを計上しています。</p>
貸付金・投資及び出資金	<p>○令和7年度は決算見込額とし、令和9年度以降は、令和8年度予算額ベースで推計しています。</p>
繰 出 金	<p>○国民健康保険特別会計繰出金：被保険者数の減少（第一次ベビーブームに生まれた被保険者の後期高齢者医療保険へ移行）の一方で、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加や高度化により、保険基盤安定繰出金等については一定額で推移することを想定し、令和9年度以降は、令和7年度決算見込み額をベースに推計しています。</p> <p>○後期高齢者医療特別会計繰出金：被保険者数の増加（第一次ベビーブーム世代の加入）を踏まえ、人口推計による65歳以上人口の伸び率を参考に推計しています。</p> <p>○介護保険特別会計繰出金：令和9年度以降は、第10期介護保険事業計画策定前であることを踏まえ、令和8年度予算額をベースに、同水準の介護保険事業費が見込まれるものとして推計しています。</p> <p>○水道事業会計繰出金：管渠長寿命化に伴う出資金の反映など、今後の事業費見込みに基づき推計しています。</p> <p>○病院事業会計繰出金：医療機器更新計画など、今後の事業費見込みに基づき推計しています。</p> <p>○下水道事業会計繰出金：令和9年度以降は、下水道事業経営戦略（令和7年3月策定）に基づき推計しています。</p> <p>○奨学貸付基金繰出金：令和4年度からの制度拡充を踏まえ、令和9年度以降も、引き続き、年間3千万円の積立てを計上しています。</p> <p>※繰出金には、奨学貸付基金のほか、畜産振興資金融資基金への積立てを含んでいます。</p>

10 財政計画(年度別財政収支計画)

(単位:百万円)

区 分		令和6年度 決算額	令和7年度 決算見込額	令和8年度 予算額	令和9年度 計画値
歳 入	市 税	4,776	4,994	4,905	4,858
	地 方 譲 与 税	235	240	236	230
	地 方 特 例 交 付 金	257	46	83	81
	地 方 消 費 税 交 付 金	1,049	1,116	1,100	1,200
	地 方 交 付 税	7,605	7,843	7,500	7,600
	普 通 交 付 税	6,808	7,143	6,800	6,900
	特 別 交 付 税	797	700	700	700
	小計(主な一般財源計)	13,922	14,239	13,824	13,969
	分 担 金 ・ 負 担 金	30	34	39	33
	使 用 料 ・ 手 数 料	134	114	113	120
	国 庫 支 出 金	4,087	3,667	3,430	3,557
	県 支 出 金	1,651	1,749	1,887	1,937
	財 産 収 入	14	17	33	36
	寄 附 金	841	699	862	702
	繰 入 金	1,148	1,235	1,404	1,194
	諸 収 入	597	894	765	426
	地 方 債	4,299	1,164	722	1,458
	うち臨時財政対策債	37	0	0	0
	そ の 他	1,477	1,331	401	599
歳 入 合 計 (A)	28,200	25,143	23,480	24,031	
歳 出	人 件 費	3,739	4,033	4,184	4,184
	うち職員給	2,507	2,567	2,777	2,777
	物 件 費	3,182	3,741	4,022	3,500
	維 持 補 修 費	402	377	355	450
	扶 助 費	5,125	4,985	4,815	4,820
	補 助 費 等	4,251	1,697	1,817	1,872
	普 通 建 設 事 業 費	3,383	3,036	1,669	2,752
	うち補助事業費	2,498	2,326	799	2,188
	うち単独事業費等	885	710	870	564
	災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0
	公 債 費	1,952	2,043	2,321	2,228
	積 立 金	1,474	1,438	883	800
	貸 付 金 ・ 投 資 及 び 出 資 金	250	280	290	290
	繰 出 金	3,067	3,313	3,094	3,105
予 備 費	0	0	30	30	
歳 出 合 計 (B)	26,825	24,943	23,480	24,031	
歳入歳出収支差引額((A)-(B)) (C)	1,375	200	0	0	

※財源不足に対する主要3基金からの繰入金(再掲)

主要3基金(財政調整基金、合併市町村振興基金、公共施設等整備基金)	497	459	882	449
-----------------------------------	-----	-----	-----	-----

(単位:百万円)

区 分		令和10年度 計画値	令和11年度 計画値	令和12年度 計画値
歳 入	市 税	4,860	4,863	4,821
	地 方 譲 与 税	230	230	230
	地 方 特 例 交 付 金	81	81	81
	地 方 消 費 税 交 付 金	1,200	1,200	1,200
	地 方 交 付 税	7,600	7,600	7,600
	普 通 交 付 税	6,900	6,900	6,900
	特 別 交 付 税	700	700	700
	小計(主な一般財源計)	13,971	13,974	13,932
	分 担 金 ・ 負 担 金	33	33	33
	使 用 料 ・ 手 数 料	120	120	120
	国 庫 支 出 金	3,471	3,401	3,174
	県 支 出 金	1,942	1,947	1,952
	財 産 収 入	36	36	36
	寄 附 金	702	702	702
	繰 入 金	1,482	1,185	872
	諸 収 入	426	426	426
	地 方 債	709	1,059	1,093
	うち臨時財政対策債	0	0	0
	そ の 他	599	599	599
歳 入 合 計 (A)	23,491	23,482	22,939	
歳 出	人 件 費	4,184	4,184	4,184
	うち職員給	2,777	2,777	2,777
	物 件 費	3,500	3,500	3,630
	維 持 補 修 費	450	450	450
	扶 助 費	4,828	4,836	4,846
	補 助 費 等	1,903	1,895	1,893
	普 通 建 設 事 業 費	2,231	2,168	1,614
	うち補助事業費	1,382	1,529	769
	うち単独事業費等	849	639	845
	災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0
	公 債 費	2,233	2,170	2,146
	積 立 金	723	824	738
	貸 付 金 ・ 投 資 及 び 出 資 金	290	290	290
	繰 出 金	3,119	3,135	3,118
予 備 費	30	30	30	
歳 出 合 計 (B)	23,491	23,482	22,939	
歳入歳出収支差引額((A)-(B)) (C)		0	0	0

※財源不足に対する主要3基金からの繰入金(再掲)

主要3基金(財政調整基金、合併市町村振興基金、公共施設等整備基金)	295	513	200
-----------------------------------	-----	-----	-----

11 地方交付税・臨時財政対策債の推計

地方交付税は、当市の歳入全体の3割を占める、最も依存度が高い財源であり、交付額は国の地方財政計画等に大きく影響を受けます。

このため、制度改革を的確に捉えつつ、元利償還金への算入率が高い市債を確実にかつ効果的に活用することで、交付額の確保に努める必要があります。

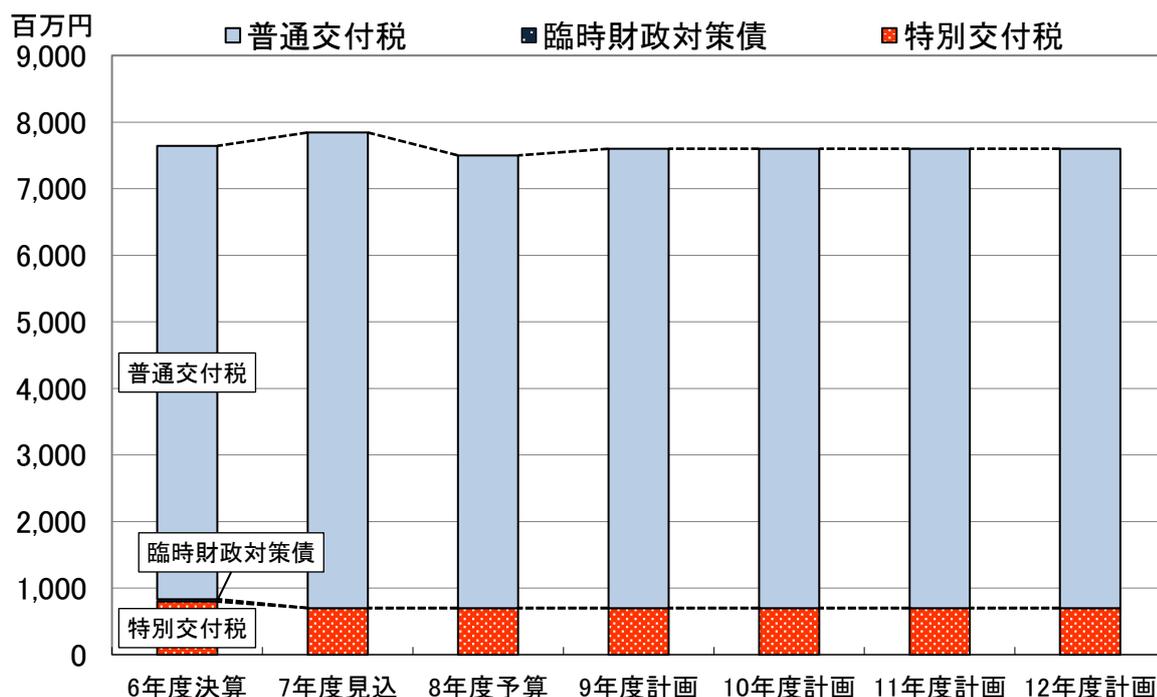
近年の普通交付税は、国税収入の上振れを反映し、補正予算によって追加交付される傾向にあるため、年度当初から追加交付分を見込むことが困難な状況にありますが、物価高の社会情勢等を反映した単位費用の改正等を踏まえ、一定額を確保していくことを見込んでいます。

なお、臨時財政対策債は、令和8年度の地方財政計画においても、前年度に引き続き、新規発行額が生じないことを見込んでいるため、本計画でも借入れしないものとして試算しています。

(単位:百万円)

年度	普通交付税	特別交付税	臨時財政対策債	計
6年度決算	6,808	797	37	7,642
7年度見込	7,143	700	-	7,843
8年度予算	6,800	700	-	7,500
9年度計画	6,900	700	-	7,600
10年度計画	6,900	700	-	7,600
11年度計画	6,900	700	-	7,600
12年度計画	6,900	700	-	7,600

地方交付税・臨時財政対策債の推移



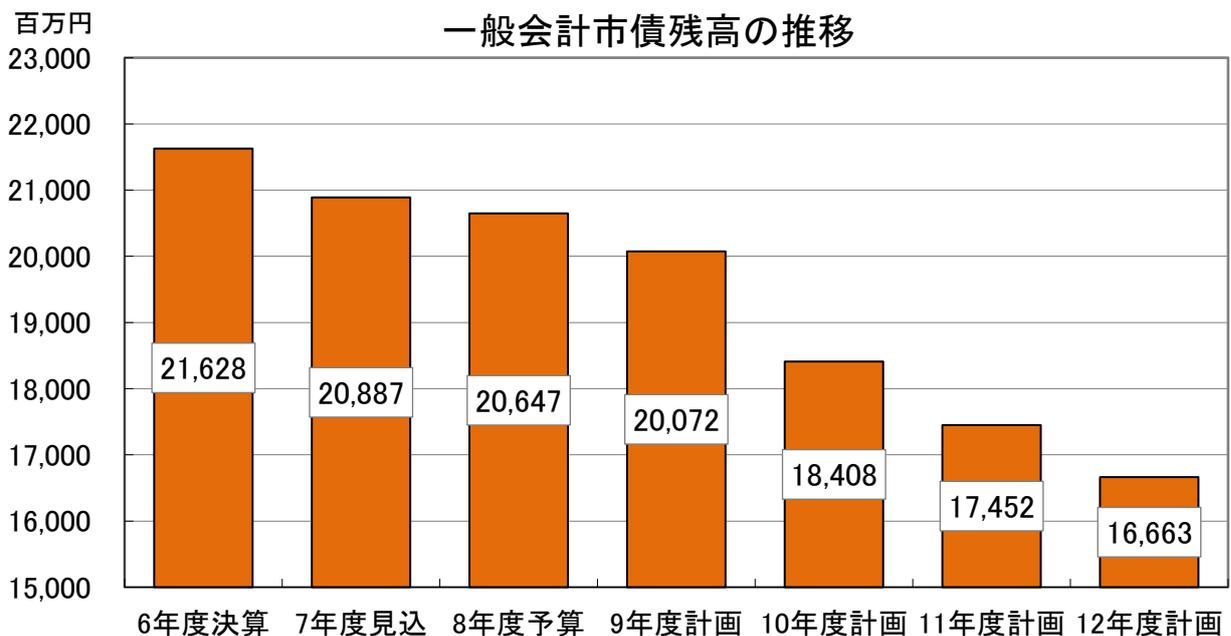
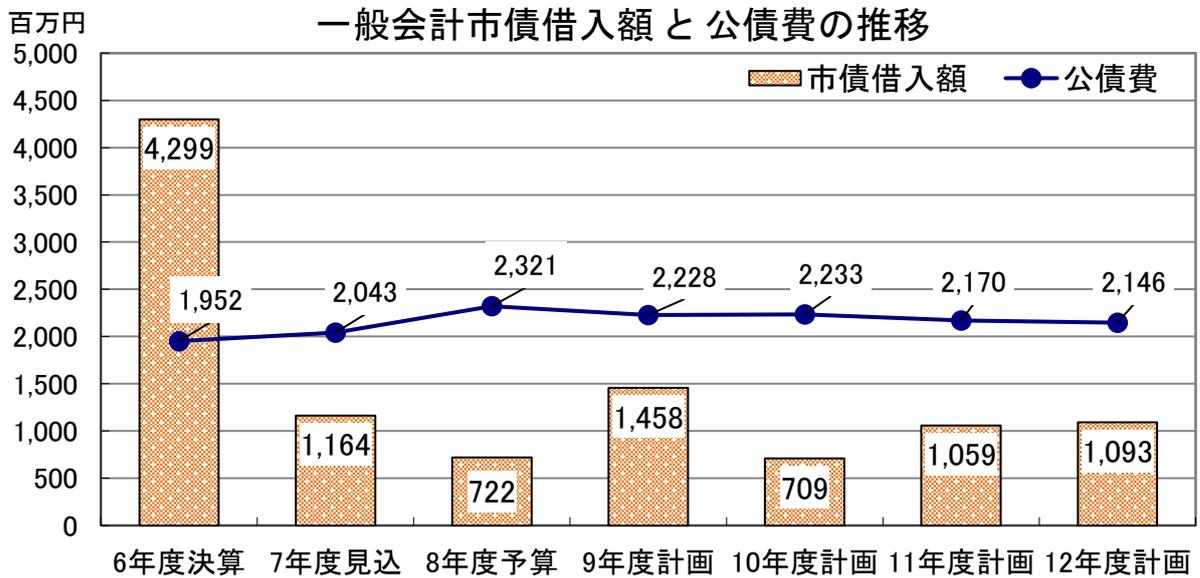
12 一般会計の市債借入額と市債残高

市債は、計画的に行われる普通建設事業と、臨時的に行われる災害復旧事業などの投資的経費に充てる財源として、借入れを行っています。

合併特例債が発行期限を迎えたことに伴い、交付税への算入率が高い市債が限定されることから、これまで以上に借入れの精査を進め、計画的に積立してきた基金の活用も視野に入れ、財政指標のバランスを考慮した財源の選択を進めているため、市債残高は減少を見込んでいます。

また、昨今の金利上昇を適切に反映するため、借入利率は、前回計画値よりさらに0.7%程度の上昇を見込んで試算しており、公債費（元利償還金）は一定の伸び率の下で推移していくことを想定しています。

引き続き、未来に残すべき施設か否かの取捨選択はもとより、財源として市債を発行すべきか、基金を活用すべきか等を総合的に判断し、健全な財政運営につなげます。



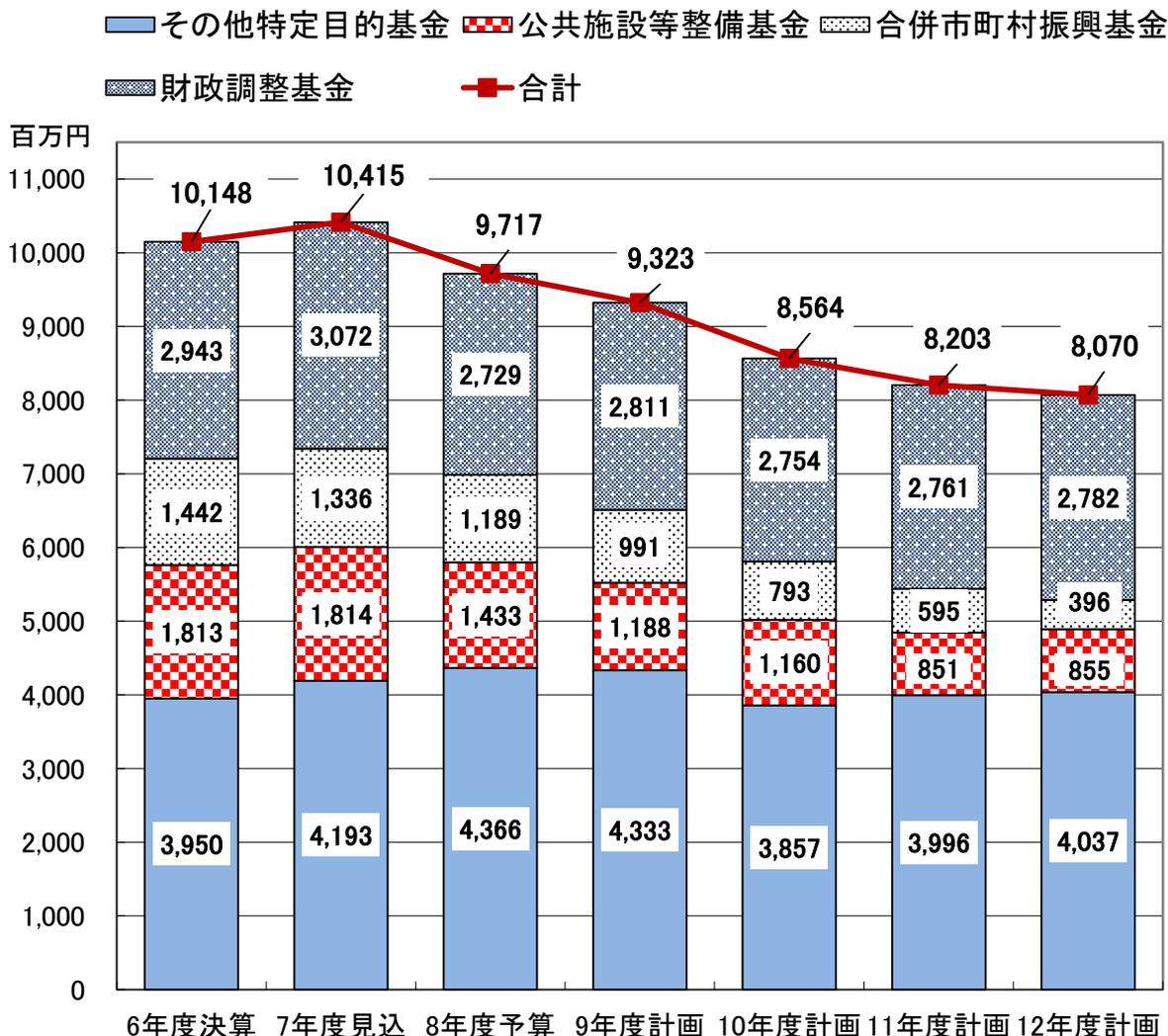
13 基金残高

財政調整基金については、総合計画に掲げる目標額を堅持していますが、各年度の事業実績に基づく歳計剰余金を確実に積立てし、目標額を上回る積立金は、翌年度以降に実施する政策的な事業への財源として、柔軟に活用することを見込んでいます。

なお、合併特例債の発行期間終了に伴い、交付税算入率が高い市債を精査し借り入れており、借入総額は減少する一方、特定目的基金の活用は増えていることから、計画期間中は、基金全体で積立額が目減りしていく状況を見込んでいます。

ただし、前回計画において制度終了を見込んでいた緊急防災・減災事業債など交付税算入率が高い市債について、地方財政計画において発行期間の延長が示されたため、計画していた一部の事業財源を、基金から市債に変更したことから、基金残高は前回計画値より緩やかな減少を見込んでいます。

引き続き、年度ごとの事業量を見極め、積極的に積立てを行うことで、大規模な財政需要に柔軟に対応できる財政基盤の構築を図ります。



※定額運用基金及び特別会計・事業会計基金を除く

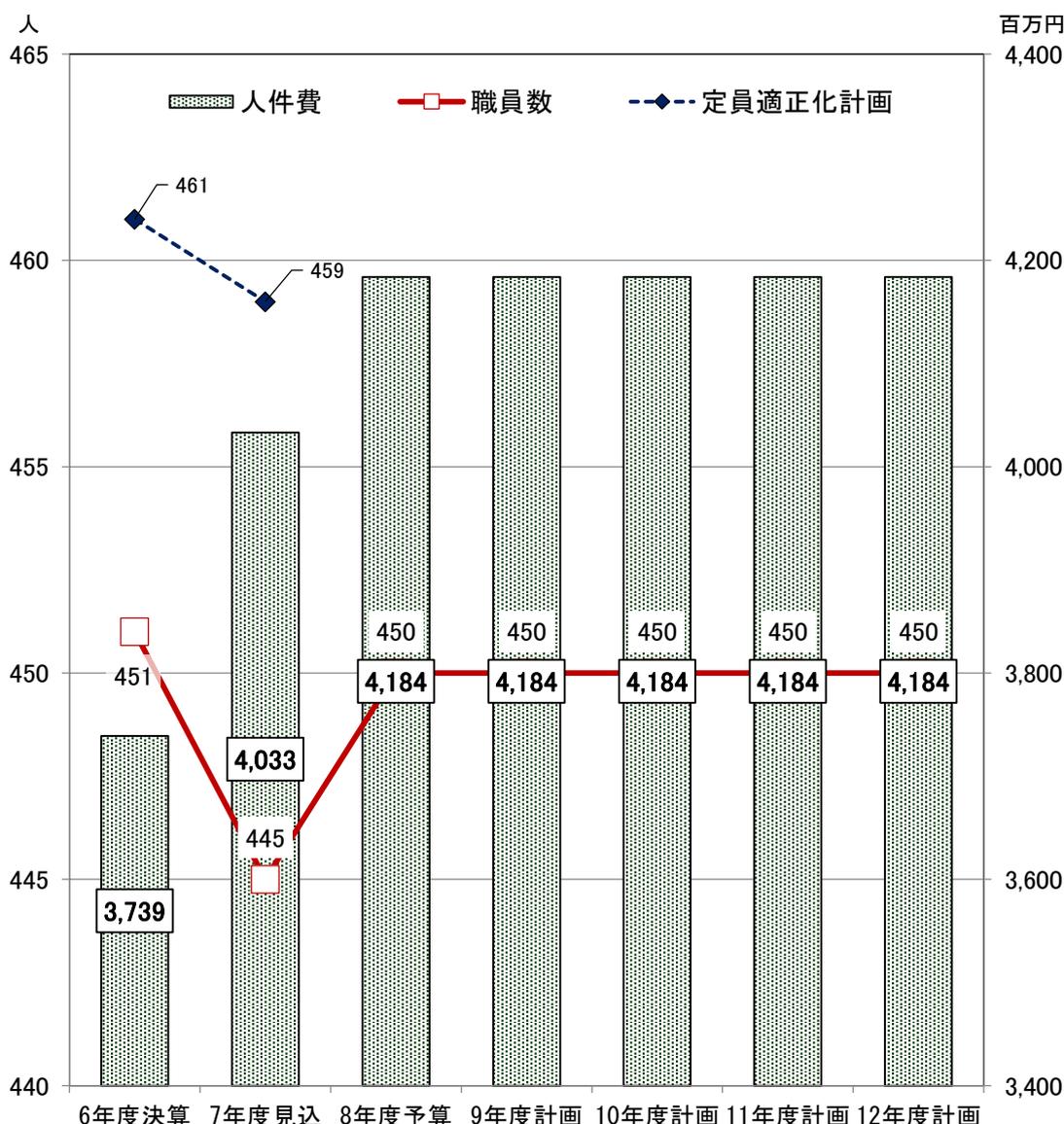
14 人件費の推移

常勤職員数は、年度ごとの退職者数が新規採用者数を大きく上回る状況にあることから減少し続けており、結果として、第4次定員適正化計画期間中（5か年：令和3年度から令和7年度まで）は、計画人数を実職員数が下回る状況となりました。

これを踏まえ、令和8年度予算に計上する職員数は、令和7年度の在籍職員数から推計し、令和9年度以降も同数を見込んでいますが、人件費については、人事院勧告に基づく給与等支給額の増額改定等により、高止まりの状況を想定しています。

また、常勤職員数の減少を補うため、会計年度任用職員に係る費用が増加傾向にあることから、財政計画における人件費総額は、令和8年度予算額を上限として最大限を確保していくことを見込んでいます。

令和8年度に予定する組織機構改編や、デジタル技術を活用した事務の効率化により、会計年度任用職員を含めた人的リソースの適正配置を進め、真に必要となる職員数の確保と、人件費適正化の両立を図ります。



※ 人件費は、一般会計の人件費を掲載しています。

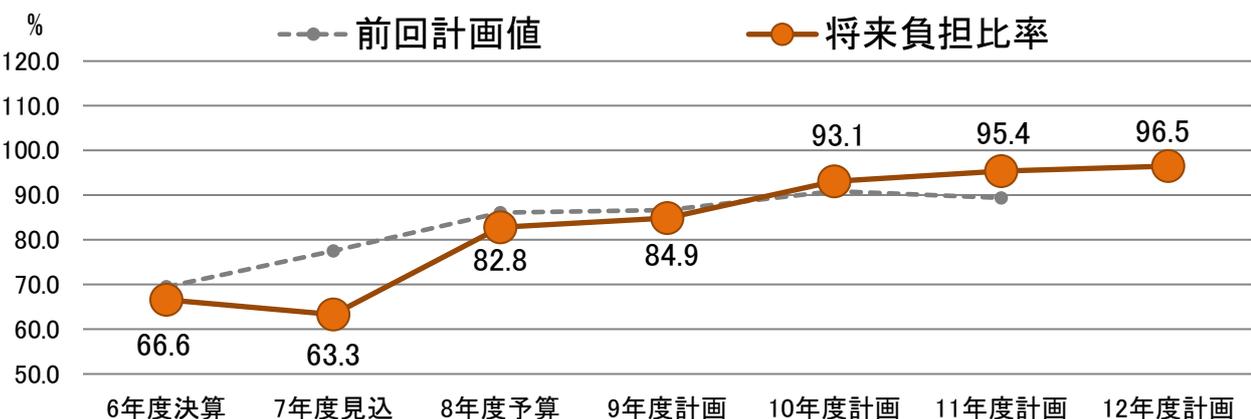
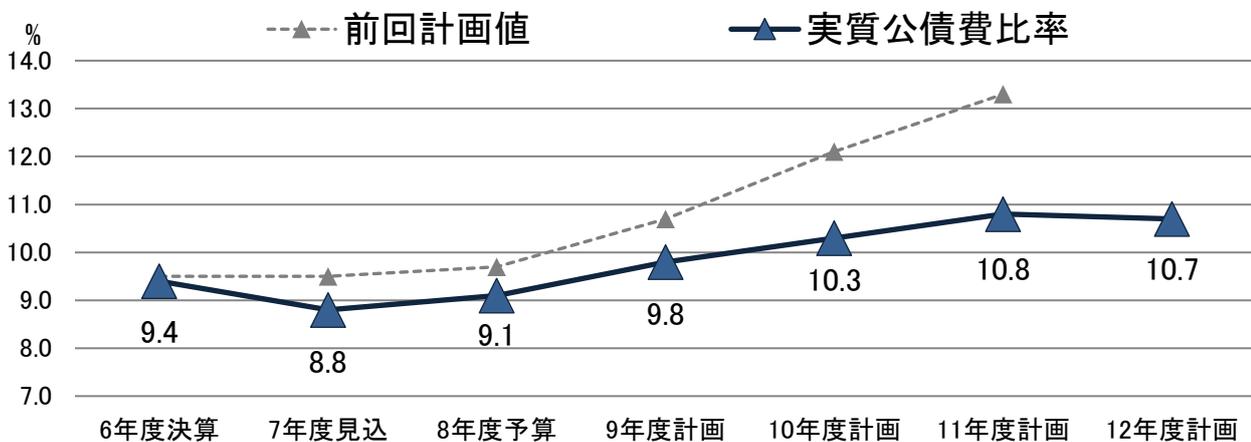
※ 職員数は、特別会計及び企業会計を含む全職員（特別職を除く）を掲載しています。

15 財政健全化判断比率(実質公債費比率・将来負担比率)

令和6年度決算における財政健全化判断比率は、いずれも前回計画値を下回り、健全な状況にあります。令和8年度の地方財政計画において、緊急防災・減災事業債など交付税算入率が高い市債の発行期間延長が示されたことを受け、計画上の事業財源について、有利な起債への借入れに変更したことから、実質公債費比率は、前回計画値より低下することを予測しています。

将来負担比率は、基金残高について実績に基づく上方修正を行ったため、令和9年度までは前回計画値と比較し、低位な推移を見込んでいますが、令和10年度以降は、安田体育館をはじめとした老朽化が進む公共施設等について、事業費の精査を進めたため、前回計画値より上昇することを予測しています。

引き続き、基金への積立てを積極的に行うことで、未来に残すべき施設への財源を確保しつつ、健全化判断比率の過度な上昇とにならないようコントロールを図ります。



※実質公債費比率(3か年平均)

一般会計、特別会計、企業会計及び一部事務組合等(以下「一般会計等」という。)の実質的な公債費が、標準財政規模に対してどれくらいの比率であるかを示す指標。

18%超は起債許可団体、25%超は早期健全化団体、35%超は財政再生団体となります。

※将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(公債費や職員退職手当、債務負担行為額など)が、標準財政規模に対して、何年分であるかを示す指標。

350%超は早期健全化団体となります。

※標準財政規模

その地方自治体が標準的な状態であるときに、通常収入が見込まれる一般財源の規模を表すもので、当市の令和7年度算定では約135億円となっています。

16 財政用語の説明

歳入関係

区 分	説 明
市 税	市民や市内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金（市民税や固定資産税など）で、一般会計における収入の約2割を占める重要な収入です。
地方譲与税	自動車重量税、森林環境譲与税など国税として徴収したものを一定の基準に応じて市に譲与されるお金です。 なお、地方揮発油譲与税においては、令和7年12月末をもって廃止された揮発油税等の暫定税率に伴う税収減が見込まれています。
利子割交付金	預金利子などの所得に課税される利子割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
配当割交付金	株の配当金などに課税される配当割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡によって所得が発生した場合に課税される株式等譲渡所得割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
法人事業税交付金	地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人住民税法人割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を県が市に対して交付するお金です。
地方消費税交付金	地方消費税の一部を、市の人口や従業員数に応じて県が交付するお金です。
ゴルフ場利用税交付金	市に所在するゴルフ場におけるゴルフ場利用税の一部を、ゴルフ場のホール数と利用料金に応じて県が交付するお金です。
環境性能割交付金	自動車取得時に課税される自動車税環境性能割の一部を、県が交付するお金です。 ※令和8年度税制改正大綱により、令和7年度をもって廃止されることが決定しており、計画上でも見込んでいません。

区 分	説 明
国有提供施設等所在市町村助成交付金	<p>基地交付金対象資産以外の国有資産が所在する市町村の面積に応じて、国が市に対して交付するお金です。</p> <p>※陸上自衛隊の大日原演習場が対象となります。</p>
地方特例交付金	<p>国が減税を行ったことにより、市の税収が減少した分を補うために国が交付するお金です。</p> <p>令和8年度の地方財政計画において、揮発油税等の暫定税率廃止や、環境性能割の廃止に伴う減収分について交付対象とすることが示されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の減収分については、令和8年度をもって制度終了が予定されています。</p>
地方交付税	<p>全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるように、所得税、法人税、酒税、消費税といった国税の一定割合について、市の財政規模などに応じて国が交付するお金です。</p>
交通安全対策特別交付金	<p>交通違反による反則金などの一部を市内の交通事故発生件数や市の道路の延長に応じて、国が市に対して交付するお金です。</p>
分担金・負担金	<p>市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として納めていただくものです。</p>
使用料・手数料	<p>使用料は、行政財産の目的外使用または公の施設の使用に対して、使用者から納めていただくものです。</p> <p>手数料は、特定の事務に要する経費相当分を納めていただくものです。</p>
国庫支出金	<p>国と市が共同で行う事業の経費を、あらかじめ定めた経費負担の区分に基づいて、国が市に対して支出するものです。負担金、補助金、委託金があり、原則として使い道が決められています。</p>
県支出金	<p>県が市に対して支出するお金です。県独自の施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）があります。国庫支出金と同様、使い道が決められています。</p>

区 分	説 明
財 産 収 入	市が所有している財産（建物、土地など）の貸付け・売払いなどにより得る収入です。公用地の売払収入や基金積立金の利子などです。
寄 附 金	市民の皆さんなどからいただく金銭による寄附です。用途を特定しない「一般寄附金」と用途を特定した「指定寄附金」があります。
繰 入 金	特別会計など他の会計や基金（預金）を取り崩して繰り入れるお金です。
繰 越 金	前年度の決算において、剰余金となったために繰り越されたお金です。
諸 収 入	収入の性質により、他の区分（科目）に含まれない収入をまとめたものです。
地 方 債	学校や道路などを建設する場合に多額の経費が必要となる時、その資金を調達する長期的な借入金です。長期にわたって市民の皆さんに利用いただけるので、負担を分け合う働きがあります。
臨時財政対策債	<p>国の地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に不足額を国と地方で折半し、地方分については地方公共団体で地方債を発行して補てんすることとされています。</p> <p>なお、形式的には地方公共団体の借入となりますが、実質的には、元利償還金全額が後年度の地方交付税に算入されます。</p> <p>※令和8年度の地方財政計画に基づき、計画上では令和8年度以降の借入をしないことで見込んでいます。</p>

歳出関係

区 分	説 明
人 件 費	正規職員や会計年度任用職員の給料や手当、議員や各種審議会の委員などに支払われる報酬などの経費です。
物 件 費	市が支出する消費的性質の経費です。旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などが該当します。
維持補修費	市が管理する建物や市道、農林道など公共用施設の修繕や道路の除排雪に要する経費です。
扶 助 費	生活保護法、児童福祉法などに基づいて、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費（生活保護費、児童手当など）や、市が単独で行っている各種扶助のための経費です。
補 助 費 等	市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間などに対して、行政上の目的により交付する経費です。主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金補助及び交付金（一般的な補助金）などが該当します。
普通建設事業費	道路、橋、学校など、公共施設の改良や新增設の建設事業に必要とされる経費です。
災害復旧事業費	災害によって生じた被害の復旧に必要な経費です。
公 債 費	道路や学校の建設などのために借り入れた借金を返済するための経費です。
積 立 金	特定の目的のために基金に積み立てる経費です。
投資及び出資金、貸付金	公益上の必要性による会社の株式取得などに要する経費です。経済政策などにより市が企業や個人に必要な資金の貸し付けを行う経費です。
繰 出 金	会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出する経費です。定額の資金を運用するための基金への積立金もここに含まれます。

阿賀野市総務部企画財政課

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町10-15

TEL : 0250-62-2510 (代)

FAX : 0250-62-0281

E-Mail zaisei@city.agano.niigata.jp

